

有機フッ素化合物（P F A S）による汚染源の特定と根本解決を求める意見書

沖縄県が2016年1月、7市町村45万人に供給される北谷浄水場の取水源がP F A Sに汚染されていることを明らかにしてから9年が経過した現在も、米軍基地内の立入調査は実現していない。2025年2月、沖縄県が公表した「米軍基地（普天間飛行場）とPFOS等の問題について」では、専門家会議が「汚染メカニズムがおおむね把握されたことから、PFOS等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まった」と総括しており、嘉手納基地についても汚染源である蓋然性が高くなった。

環境汚染の問題解決の原則は、汚染源を特定することと、それに基づいて汚染者負担を適用することであるが、沖縄県や軍転協（沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会）、地元自治体が幾度も基地内立入調査を要請してきたにもかかわらず、許可が得られないばかりか国の答弁は「米側に対し、様々な機会を捉えて伝達している」に留まっている。国が「政府として、日米合同委員会合意等の枠組みが地元の方々の関心に応えられるよう運用されていくことが重要である」と言っていることから、環境補足協定だけではなく1973年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意にも基づき、地元自治体が求める米軍基地内への立入調査は、合理的な理由が十分あり早急に実現すべきものである。

また、国はP F A Sの健康への影響について「国内では健康被害はない」と言っているが、エコチル調査による研究をはじめ、国内でも健康への影響を懸念する研究報告が相次いで発表されていることから、予防原則に則って、汚染源である蓋然性が高い米軍基地のP F A Sの除去ができるまでの間も、北谷浄水場の高性能粒状活性炭をはじめとするP F A Sの低減や除去等にかかる費用を、物価高騰に苦しむ県民に負担させるのではなく国の責任において負担すべきである。

よって、本町議会は、町民の健康、生命、安全を守る立場から関係機関に対し、国の責任において下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 米軍基地内立入調査を沖縄県や地元自治体と早急に行うこと。
- 2 汚染源を特定し、速やかに根本解決に向け取り組むこと。
- 3 予防原則に則って、汚染源の特定から根本解決までの間、P F A Sの低減や除去等に関して国による恒常的な費用負担をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 環境大臣 防衛大臣 厚生労働大臣
沖縄県及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長